

# 「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画（案）」 に関する意見募集について



平成 25 年 10 月に採択された「水銀に関する水俣条約」を受け、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が平成 27 年 6 月に公布されました。

主務大臣は、同法第3条に基づき「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」を策定するものとされています。

このため、環境省は中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会および産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループによる合同会合における審議も踏まえ、「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画（案）」を取りまとめました。

なお、本案については、平成 28 年 8 月 22 日(月)までパブリックコメントを行っています。

当社では、製品や環境中の水銀、カドミウム、鉛など有害金属の分析において実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 28 年 7 月 21 日付 環境省報道発表資料

分析技術箇所 竹下尚長